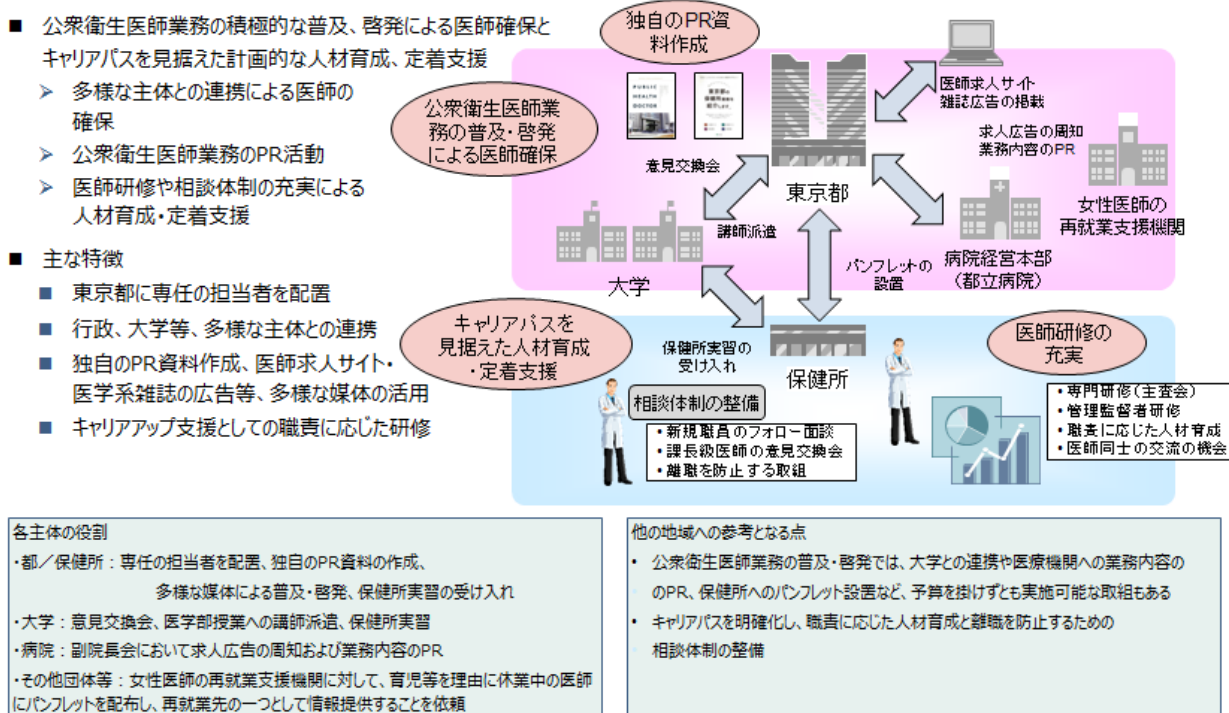


③大規模な周知活動とキャリアパスを見据えた人材育成・定着支援 ～ 東京都の例 ～



○ 取組の概要

東京都では、特別区・保健所政令市との協力関係のもと、都が公衆衛生医師の人事管理を一括して行っており、専任の担当者を配置して多様な取組を行っています。特に、公衆衛生医師の確保のための取組としては、大学や保健所など多岐に渡る主体との連携、また都が独自に作成したパンフレットなど多様な媒体の活用を通じて、公衆衛生医師業務の積極的な普及、啓発に努めています。さらに、キャリアアップの支援として、充実した研修機会の提供や相談体制の整備によって、キャリアパスを見据えた計画的かつ効果的な人材育成を図っています。

○ お問合せ先

東京都福祉保健局保健政策部保健政策課公衆衛生医師担当

TEL:03-5320-4335（直通） E-mail:S0000282@section.metro.tokyo.jp

○ 取組の経緯

東京都では、東京都、特別区、保健所政令市を合わせて約 130 名（平成 27 年 1 月 1 日現在）の公衆衛生医師が連携を取りながら日々活動しています。しかし、それでも医師定数に対して約 50 名の欠員があり、さらに充実した保健サービスの提供体制を築くため、公衆衛生医師業務の普及・啓発と公衆衛生医師の確保に積極的に取り組んでいます。

○ 具体的な取組内容

◇ 多様な主体との連携による公衆衛生医師の確保

公衆衛生学教室を有する都内医科大学や保健所、病院経営本部（都立病院）、さらに女性医師の再就業を支援する機関など、多岐に渡る主体と連携し、特に募集案内パンフレットを活用した公衆衛生医師業務の普及・啓発を通じて、公衆衛生医師の確保に取り組んでいます。

図表 連携主体と連携内容

連携主体	連携内容
大学	- 公衆衛生学教室を有する都内医科大学(13大学)と意見交換会を実施 - 医師確保策について、医科大学実習担当と意見交換を行い、より効果的かつ実効性のある取組を検討 - 医学部授業への講師派遣(9大学)
保健所	- 全保健所の医師免許の各種手続窓口等に医師募集パンフレットの設置を依頼 - 医学生の保健所実習受け入れを試行的に都内保健所で実施
病院経営本部 (都立病院)	副院長会において求人広告の周知および業務内容のPR
女性医師の 再就業支援機関	育児等の理由で休業中の医師にパンフレットを配布し、再就業先の一つとして情報提供を依頼

◇ 公衆衛生医師業務のPR活動

募集にあたって、公衆衛生医師の業務等を紹介するパンフレットを独自に作成、配布しています。コンテンツは先輩医師のメッセージ、業務紹介（本庁業務・保健所業務）、研修制度、キャリアパス、FAQおよび採用情報（勤務条件等）などから構成され、作成に際しては全面的に先輩医師の協力を仰ぎました。また、パンフレットに用いる写真の撮影やパンフレットの構成、レイアウトの調整などは、職員が担当したため、作成に要した費用は、印刷費の実費（1部約200円）程度です。

その他にも、保健所業務を紹介する医学生向けパンフレットの作成・配布、保健所見学及び業務説明会の開催（年2回程度）、都内医科大学との連携による医学部授業への講師派遣、研修医・医学生向け病院説明会への出展、医師求人サイト・医学系雑誌への広告掲載など、公衆衛生医師業務を普及・啓発する様々な取組を行っています。

◇ 医師研修や相談体制の充実による人材育成・定着支援

都区市の係長級公衆衛生医師を対象とし、資質向上を目的とした専門研修（主査会）を毎月1回実施しています。研修では、地域保健や感染症対策の講義、空港検疫所や精神保健福祉センター等の見学などに加え、キャリアアップを見据えた管理職業務や組織経営・管理についても学びます。他の公衆衛生医師と情報交換を行うことで、同じ立場の医師との交流を深める貴重な機会ともなっています。さらに、課長級昇任者に対しては管理監督者研修を実施するなど、職責に応じた人材育成を行うように努めています。

また、業務内容や職場環境への不安による離職の防止も兼ね、新規採用された係長級医師へのフォロー面談や課長級医師（昇任者および採用者）との意見交換会など、相談体制も充実させています。

○ 課題と展望

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据え、公衆衛生医師確保検討会において、これまでの取組内容の検証や新たな確保策の検討が必要であると考えています。また、医科大学との意見交換会等を継続的に実施し、連携の更なる強化を図り、医学生への公衆衛生医師の認知度を高めるための取組や、多様な媒体を活用したPR活動、定着策を充実させていきます。

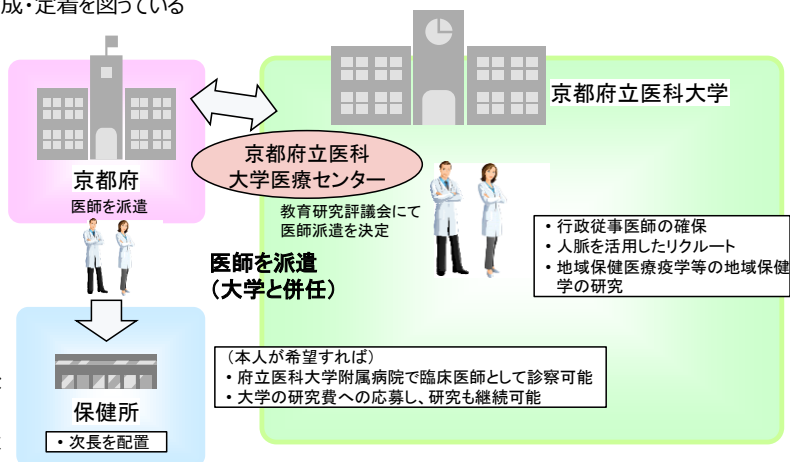
④臨床・研究と公衆衛生の両立：専門性も高められる大学・保健所の兼任体制 ～ 京都府の例 ～

- 京都府立医科大学と連携し、医師確保及び育成・定着を図っている
- 具体的な取組

- 大学に所属しながら公衆衛生医師として保健所等で活躍
- 現場で働く医師をサポートするための次長ポスト（事務職）の配置

■ 主な特徴

- 大学教授の熱意、人脈を活用した公衆衛生医師業務の普及・啓発、採用活動
- 行政と大学の密な連携
- 大学教員と併任することで、専門性を高めながら、保健所医師として活躍
- 保健所では次長を配置し、行政の仕事に不慣れな現場医師をサポート



各主体の役割

- ・府：健康福祉総務課に公衆衛生医師の枠を確保、公募等により医師を採用、京都府立医科大学と協力し、医師確保・保健所等へ派遣
- ・保健所：医師の補充、次長の配置
- ・大学：公衆衛生医師の基礎研修、専門研修による公衆衛生医師の受け入れ、臨床医として府立医科大学附属病院での臨床従事、地域保健の研究

他の地域への参考となる点

- ・臨床の経験を積んだ医師を採用し、保健所等へ配置
- ・保健所等に事務手続きや行政の仕事に不慣れな医師をサポートするために次長を配置し、仕事をサポート。医師が医療に専念できるよう体制を整えている。
- ・大学との強い連携により医師を確保。公衆衛生医師として保健所等に派遣されていても、大学の役職と併任することで府立医科大学病院での診療も可能。また大学の研究費に応募することもでき、地域保健や医療に係る傍ら大学での研究も可能。医師の現場で活躍しながらそれぞれの専門性も伸ばすことができる。

○ 取組の概要

京都府では、京都府立医科大学が府の保健医療福祉行政に協力するというパブリックマインドの下、両者が連携して公衆衛生医師確保を行っています。具体的には、臨床医学教室から医師を派遣したり、学内の教授が知り合いに募集・広報をするなどして、外部からも医師を確保するなどの取組をしています。

特定分野での専門性、また現場で培われた瞬時の判断能力は公衆衛生医師の業務に活きる場面も多いため、確保する医師は医学部卒後8年以上の一定以上の臨床経験のある医師が多くなります。一方、行政の仕事に不慣れな医師も多いため各保健所に「次長」というポストを用意し、業務のサポートを行っています。これらの取組によって、近年は全ての保健所で公衆衛生医師の欠員はなく、複数の保健所を兼務する医師もいないなど大きな効果をあげています。

○ お問合せ先

京都府健康福祉部健康福祉総務課

TEL：075-414-4545 E-mail：k-toyofuku28@pref.kyoto.lg.jp

○ 取組の経緯

京都府の公衆衛生医師は、行政職としての公衆衛生医師と京都府立医科大学教員とを併任しています。昭和40年代中頃に京都府北部の府立病院で医師を確保することが難しくなり、京都府立医科大学教授会で京都府の保健医療福祉行政に協力すべく医師を派遣することを決定したことがきっかけとなり、以降も伝統として、基本的に京都府立医科大学から医師を派遣しています。

○ 具体的な取組内容

◇ 京都府立医科大学 医療センター

京都府では、昭和47年から京都府立医科大学内に医療センターという組織を設置し、京都府立医科大学の教員が京都府の医療職の公務員を併任できるようにしています。このシステムの最大の特徴は、公衆衛生医師として保健所等に派遣されても、京都府立医科大学教員を併任できることです。それにより、公衆衛生医師として活躍する傍ら、大学における研究費の公募に応募して研究を継続することや、臨床医として府立医科大学附属病院で診療することができ、自らの専門性を維持しさらに高めることができます。このシステムを支えるべく、京都府と京都府立医科大学では公衆衛生医師の待機ポストを設ける京都府行政従事医師確保システムも制度化しました。また医師として臨床の現場に携わり、専門性の維持、向上を図るため、週に一度帰学日を設け、その日だけ京都府立医科大学附属病院で臨床医として勤める医師もいます。

以上のことから現在では、京都府の7つの保健所のうち6か所に公衆衛生医師が派遣されて、残りの1か所についても京都府立医科大学卒業生 OB の所長を京都府立医科大学特任教授に任命しています。

◇ 保健所業務を支える次長ポストの用意

行政の業務に不慣れな医師のために、京都府では保健所長が担う保健所の行政的な事務業務をサポートする職員として次長ポストを設置しています。臨床から公衆衛生医師へ転職し、臨床とは異なる各関係機関との連携・調整をはじめとする行政の業務について医師をサポートし、支援する体制が敷かれています。

◇ 臨床経験のある医師の採用

全国的にも若手の医師は臨床を希望する傾向にありますが、京都府でも同様です。京都府では、医師としての経験豊富な40代や50代の医師の更なる活躍の場として公衆衛生医師確保を推進し、公衆衛生一筋の医師だけでなく、内科医、外科医、小児科医など様々な分野で経験を積んだ医師を採用しています。業務内では感染症など健康危機事象への対応等において、臨床医同様、瞬時の判断力が時として求められる場面もあり、臨床医としてある分野の専門性が高い方が保健所へ勤務するとその経験が役に立つことがあります。また職場でも、この分野は所長が第一人者と周囲からも期待され、円滑に業務が遂行できるきっかけとなることが多くなっています。

○ 課題と展望

現在、人材の確保は京都府立医科大学の教授の熱意や人脈の活用によって支えられています。大学内での受け皿を拡充すべく、将来の行政医師となる医師の待機のための職として京都府職員を本務として京都府立医科大学内の教員を兼務するポストを2つ設けた京都府行政従事医師確保システムも構築していますが、このポストまではなかなか埋まらない現状があります。

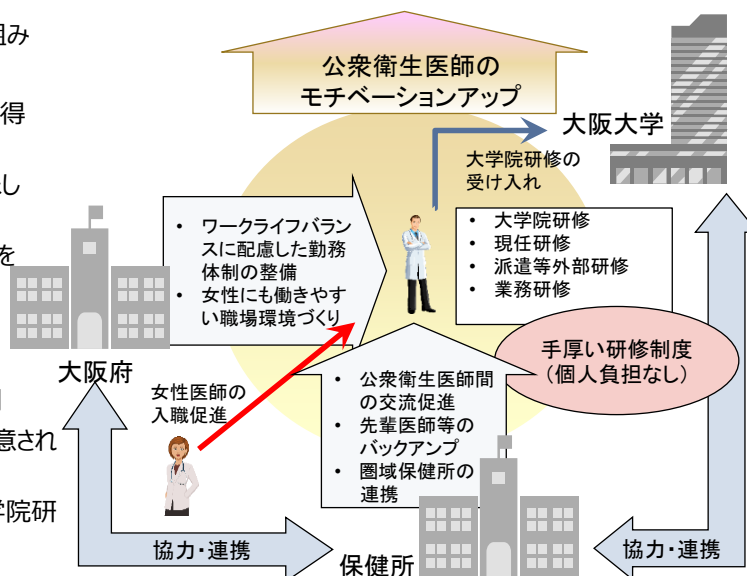
また、京都府の特徴として地域によって人口密度に高低があり、北部は少子高齢化が進む過疎地域である一方、京都市には京都府の人口の半分以上が集中しています。自治体の規模によっても医師に求められるスキルが異なりますが、特に過疎化が進む京都北部においては公的病院の臨床医の確保と併せて行政医師確保が重要となっています。

⑤ “やりがい”を高める研修・職務制度づくりの取組
～ 大阪府の例 ～

- ## ■ 具体的な取組

- 保健所に勤務しながら臨床現場での技術習得や研究の機会が確保できる研修プログラム
- 保健所間の連携とワークライフバランスを加味した職務制度によって働きやすい環境を構築
- ホームページで採用内容や業務内容の詳細を提示し、開かれた情報発信を展開

- 本庁、圏域、保健所間の連携が採れた体制
- セカンドスキルをアップさせる様々な研修が用意されている
- 研修は職務扱いで個人の負担はなし（大学院研修等一部の研修を除く）



○ 取組の概要

大阪府では、公衆衛生医師の確保・定着に向け、詳細な募集内容をホームページ上に展開するとともに、入職後も安心して働けるようにワークライフバランスに配慮した職務制度、ならびにスキルアップを支援する各種研修制度の充実を図っています。病院勤務とは一味違う府民の健康といのちを守る大きな責任とやりがい、達成感が味わえる職場環境を実現しており、臨床の場から入職した医師からも評価を得ています。

○ お問合せ先（平成 28 年 4 月に組織改正が予定されています。）

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課保健所・援護グループ

TEL:06-6941-0351 (代表)

○ 取組の経緯

大阪府は、府内 18 か所の保健所のうち、政令指定都市および中核市を除く 12 か所の保健所を運営しています。現在、公衆衛生医師は本庁勤務者も含めて約 30 名ですが、約半数の保健所では医師の配置が所長のみとなっており、公衆衛生医師の不足は恒常的な状況にあります。そのため、単なる欠員補充ではなく、入職する医師がやりがいを持って業務に挑める環境づくりも同時に進める取組を検討しています。

○ 具体的な取組内容

◇ 保健所に勤務しながら臨床現場での技術の取得や研究の機会が確保できる研修プログラム

研修には本庁で月 1 回程度実施する「業務研修」に加え、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、結核予防会結核研究所等で専門性を得る「派遣等外部研修」、府立呼吸器・アレルギー医療センター、府立母子保健総合医療センターなどでの「現任研修」等があります。いずれの研修も職務扱いとし、個人の費用負担は一切ありません。また、大阪大学大学院の医学系研究科で公衆衛生分野を履修する「大学院研修」は、学費等は自己負担となりますが、職務としての従事が認められているため、給与が支給されます。更に年 1 回、公費（出張旅費を支給）での学会参加も認められている等、様々な場でスキルアップできる環境が整っていると同時に、他の職場に勤務する医師等との交流も図ることができます。

図表 公衆衛生医師の研修体制

研修名	研修の内容
業務研修	日常業務を遂行する上で必要な知識と技術の習得を図ることを目的に、月 1 回程度実施します。タイムリーな題材をテーマに医療現場の第一線で活躍する専門家（医師）を招き、講義を受けることにより最新の事例を把握することができます。また、公衆衛生医師として必要な行政能力を身につけるべく、人事局が実施する各職階の研修に参加します。中途採用者でも下位職階で必須とされている研修を受講することができるよう配慮しています。 対象：全ての医師職員
派遣等外部研修	専門的知識の習得を目的に、国立保健医療科学院の「健康危機管理研修」、国立感染症研究所の「感染症危機管理研修」、結核予防会結核研究所が実施する「医師コース研修」などへ派遣され、専門性を高めます。研修で得られた専門性は有事の際に医師に求められる健康危機管理業務などにおいて発揮されます。 対象：全ての医師職員
現任研修	新しい知識と技術の習得を図ることを目的に、病院・大学等で研修を受けることができます。府立呼吸器・アレルギー医療センター、府立母子保健総合医療センター、大学などで年間を通じ週 1 日程度、保健所に勤務しながら、臨床現場での技術の取得や研究の機会が確保でき、これらで得た技術や知見は保健所における業務にフィードバックされます。 対象：保健所長を除く医師職員
大学院研修	大学院（大阪大学医学系研究科）で公衆衛生分野の修士課程（MPH）を履修することができます。職務としての従事が認められていることから、給与は支給されますが、学費等は個人負担となります。 対象：MPH 取得を希望する医師職員

◇ 保健所間の連携とワークライフバランスを加味した職務制度によって働きやすい環境を構築

大阪府の保健所は北、東、中、南の 4 つのブロックに分かれ、各ブロックの保健所間の連携も深く、医師間のコミュニケーションは充実しています。また、公衆衛生医師の年齢が 30 代から 60 代まで幅広いことも、相談を含めた交流の活性化につながっています。職務では、緊急時以外に夜勤や当直はなく、16 週の産前産後休暇、3 歳までの育児休業、小学校入学までの育児短時間勤務など女性も働きやすい一般職員と同等の職場環境となっています。採用年齢条件も 64 歳までのため、子育てが一段落する 40～50 代の女性医師も入職可能で、医師の約 2 割が女性です。

◇ ホームページで採用内容や業務内容の詳細を提示し、開かれた情報発信を展開

大阪府のホームページ上に「大阪府公衆衛生医師職員採用ガイド」サイトを設け、採用条件、待遇、勤務条件などを詳細に発信しています。特に年収・キャリアパス等は実際の数値等を具体的に示し、また「保健所勤務医師の 1 日」として、保健所勤務をイメージできる 1 日の仮想業務も提示するなど、分かりやすさを意識した内容としています。

○ 課題と展望

臨床医が公衆衛生医師へと転身した際に最も戸惑うのが公衆衛生医師特有の業務です。現在は先輩医師または他の職員がフォローに回っていますが、それにも限界があります。そこで平成 28 年度から、公衆衛生医師として必要な内容を盛り込んだ研修を、役職に関係なく全ての公衆衛生医師が受講できるようにする計画です。また若手医師育成に向けてケースメソッドなども導入して、さらに充実した体制づくりを進める方針です。募集についても、ホームページの充実に加えて、名刺サイズの案内カードを作成し、学生等にも配布（今後、作成予定）するなど、公衆衛生医師の認知度向上にも努めていきます。

⑥医師確保と育成・定着は車の両輪：研修会を母体とした定期的な情報共有 ～ 福岡県の事例 ～

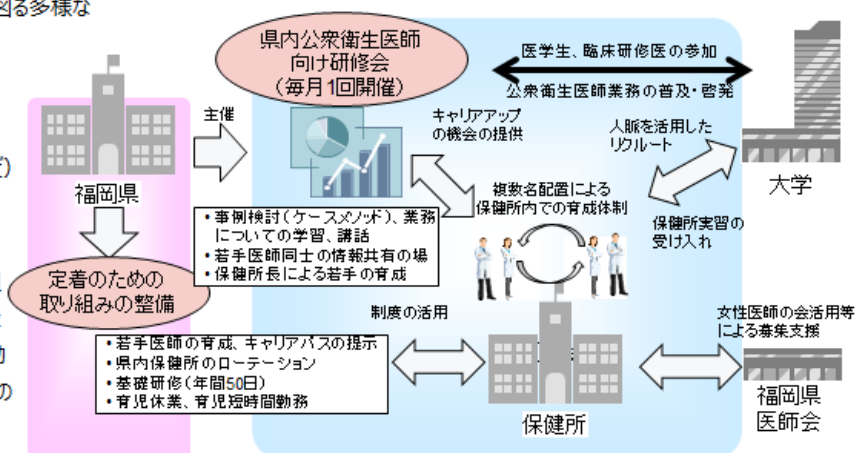
- 若手医師のキャリアアップを志向し、定着を図る多様な取組と行政、大学等との連携

■ 具体的な取組

- 各保健所への複数医師配置
- 実践的な研修機会の提供
(公衆衛生医師向け研修会の開催など)
- 充実した子育て支援制度の整備

■ 主な特徴

- 若手医師の育成、定着を重視した取組
- 先輩医師の熱意、人脈を活用した公衆衛生医師業務の普及・啓発、採用活動
- 行政、大学、医師会等、多様な主体との連携



各主体の役割

- ・県／保健所：安定的な採用数の確保、定着支援のための制度整備、多職種も交えた保健所内での育成体制
- ・大学：基礎研修、専門研修による公衆衛生医師の受け入れ、保健所実習での連携
- ・病院：九州大学病院きらめきプロジェクト（文部科学省「大学改革推進事業」、出産・育児を担う臨床女性医師の支援）交流会等での保健所業務の普及・啓発
- ・その他団体等：県医師会や女性医師の会等を活用した募集

他の地域への参考となる点

- ・若手医師の定着を図り、離職を防止することが重要であり、確保と定着の両面を意識して進めている。
- ・業務に対する入職後のギャップを小さくするため、保健所実習や公衆衛生医師向け研修会への呼びかけなどを通じた公衆衛生医師業務の普及・啓発が重要
- ・人材募集は先輩医師の熱意や人脈を活用し、効率的に実施

○ 取組の概要

福岡県では、若手医師の育成、定着を重視し、大学などとも積極的に連携して、多様な取組を行っています。特に、若手医師の定着を志向した取組として、実践的な研修機会の提供や各保健所における育成体制の整備により、入職後のイメージと実態のギャップを埋めるとともに、若手医師のスキルアップ、キャリアアップに繋げています。また、ワークライフバランスの取組として、男性職員も含め、仕事と子育てを両立できるような制度を整備しています。これらの取組によって、近年は毎年採用に至っており、平成27年度は3名の女性医師が入庁するなど、大きな効果をあげています。

○ お問合せ先

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課総務係

TEL:092-643-3237 E-mail:hosomu@pref.fukuoka.lg.jp

○ 取組の経緯

福岡県では、公衆衛生医師の募集について、若手医師（臨床経験者）を公衆衛生医師として育成し、様々な経験を積みながら、将来的にキャリアアップしてもらうキャリアパスとしており、各年度の充足状況も踏まえつつ、5年程度の中長期的な視点で安定的な人材確保を図っています。そのため、特に若手医師の定着、育成を図り、離職を防ぐ取組を重視して進めています。

○ 具体的な取組内容

◇ 実践的な研修機会の提供

公衆衛生活動に必要な幅広い知識や技術の向上を目的に、保健福祉行政研修として、毎月第 1 金曜日午後、県庁において、事例検討会や講話を開催しています。研修内容は 1 年間で一通りの内容が学べるよう、年間の研修計画を策定しています。なお、研修は業務の一環という位置付けであり、保健所長クラスのベテラン医師も若手医師を育成するという意識で参加するなど、各回約 20 名程度が参加しています。さらに、研修は医師同士のネットワークを広げる機会ともなっており、お互いに日常の悩みを共有するなど、離職の防止にも繋がっていると考えています。

また、基礎研修として入職後 3 年間、年間 50 日、あるいは専門研修として週 1 日以内の範囲で大学等の研修を受講することも可能としており、出身の医局や大学の公衆衛生学教室に所属するなど、スキルアップの機会として活用されています。

◇ 充実した子育て支援制度

育児を理由に臨床を離れた医師や医局員の家族の入職を期待し、子どもが 3 歳になるまでの育児休業のほか、男性職員の子育てへの参加の推進、週の勤務時間を短縮する育児短時間勤務など、職員が仕事と子育てを両立できるような制度が充実しています。これらの制度は積極的に活用されており、平成 27 年度に入庁した 3 名の女性医師のうち 2 名は育児短時間勤務などを利用し、子育てをしながら勤務しています。

図表 主な子育て支援制度

制度	給与	男性	女性	内容・利用期間等
父親育児休暇	あり	○	×	妻の出産時期に生まれた子または上の子の世話をする父親への休暇(産後8週間までに5日)
育児休業	なし	○	○	3歳未満の子を養育する場合、期間を決めて休業する制度
部分休業	勤務しない時間について減額支給	○	○	小学校就学前の子を養育する場合、朝夕1日計2時間内で休業する制度
育児短時間勤務	勤務時間に応じた額	○	○	小学校就学前の子を養育する場合、5つのパターンの中から希望する短時間勤務の形態を選び、予め決めた曜日や時間帯によって勤務する制度

(出所) 福岡県公衆衛生医師募集のご案内より一部改編し作成

◇ 各保健所への複数医師配置

県内に 9 か所の保健所(保健福祉(環境)事務所)がありますが、各保健所に 2~3 名の公衆衛生医師を配置することとしています。このため、各保健所において、経験の浅い若手医師が先輩医師に相談しやすく、困難事例等にもスムーズに対応できる、またバックアップ体制も整えられているといった利点があり、若手医師の定着と育成に効果をあげています。

○ 課題と展望

現在、人材の確保は先輩医師の熱意や人脈の活用によって支えられています。大学や医療機関との連携を強化し、募集案内の配布、先輩医師による出身大学訪問や保健所実習の受け入れなどを通じて、公衆衛生医師業務の普及・啓発を図り、上記の取組と併せて確保と定着の両面を意識して進めることが重要であると考えています。

⑦女性医師ネットワークを活用し、「行政は楽しい！」活動姿勢の積極的アピール ～ 長崎県の事例 ～

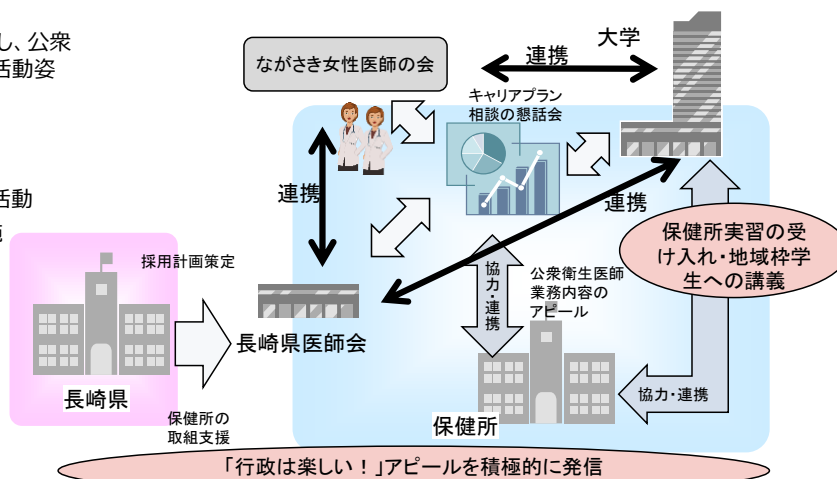
- 現職の女性医師が、既存のネットワークを活用し、公衆衛生医師の業務と現場医師の活き活きとした活動姿勢を積極的にアピール

■ 具体的な取組

- 女性医師をターゲットとしたネットワーク形成
- 地域枠の学生に向けた実習と絡めた周知活動
- 「行政は楽しい！」アピールを積極的に実施

■ 主な特徴

- 女性医師のキャリアプラン形成を考慮したネットワーク構築による情報共有
- 長崎県の実情を踏まえた地域枠学生への働きかけ
- 業務内容にとどまらず、現場の公衆衛生医師が活き活きと業務に取り組んでいることを積極的にアピール



各主体の役割

- ・県／保健所：安定的な採用枠の確保、定着支援のための制度整備、多職種も交えた保健所内での育成体制
- ・大学：長崎大学ワークライフバランスセンターとの連携、地域枠学生のゼミにおける講義、保健所実習での連携
- ・その他団体等：ながさき女性医師の会、県医師会、大学との連携による学生・研修医等をターゲットとした懇話会の開催

他の地域への参考となる点

- ・学生・研修医等を対象としたキャリアプランを検討・相談できる懇話会に参画。具体的な業務内容・相談を行い、公衆衛生医師分野への興味関心を喚起
- ・長崎大学と連携してネットワークを構築。大学とは地域枠の学生を対象とする講義や保健所実習等で積極的に連携
- ・業務内容の説明のほか、現場の医師が活き活きと働いていることを積極的にアピール・発信して若手医師の入職インセンティブにつなげる

○ 取組の概要

長崎県では、「ながさき女性医師の会」と県医師会や長崎大学ワークライフバランスセンターが連携して実施している学生・研修医等をターゲットとした懇話会や、大学の地域枠の入学者を対象とした実習と絡めた周知活動を実施するとともに、そのような場では業務内容や処遇について周知するほか、「公衆衛生医師の仕事は楽しい！」アピールを積極的に発信してきています。これらの取組が奏功し、平成28年度新たに公衆衛生医師が1人入職するなど、着実に成果が表れてきています。

○ お問合せ先

長崎県福祉保健課総務・予算班

TEL：095-895-2410 E-mail: s04060@pref.nagasaki.lg.jp

○ 取組の経緯

長崎県では平成22年頃から公衆衛生医師の退職者が続き欠員が表面化し、現在では保健所長が複数兼務となっています。それを解消すべく医師確保策を検討する必要性に迫られてきました。そこで、公衆衛生医師の業務内容を周知し、学生や研修医、臨床医にその存在をアピールするため、女性医師のネットワークを活用したり、大学の地域枠の学生に向けた講義を行うなど、様々な取組を検討していく必要が出てきました。

○ 具体的な取組内容

◇ 女性医師にターゲットを当てたネットワーク形成

長崎県には有志の団体である「ながさき女性医師の会」があります。この会と県医師会、長崎大学のワークライフバランスセンターが共催し、学生や若手の女性医師を対象としてキャリアプランの座談会を何度か実施してきました。実際に働いている医師と直接業務内容や仕事のやりがいなどについて話ができるため、若手医師にも人気の取組です。妊娠出産を機に臨床から遠のいた場合の復職時期と方法、どのタイミングで大学院に入学し学位を取得するか等の具体的なイメージを掴んでもらうような情報提供・共有を行う場として懇話会形式で開催しています。内科医、産科医、小児科医など様々な専門医と話ができる中に、保健所から公衆衛生医師も参加し、保健所業務の内容、県庁での業務内容等、行政職の立場から様々なアピールを行い、自らの経験を伝えてキャリアプランのイメージを膨らませるとともに、ワークライフバランスが確保しやすいこと等も含め、若手医師に興味を持ってもらうための種まきをしています。多くの学生は保健所や県庁に医師がいて、どのような仕事をしているかの具体的なイメージがないため、学生と直接話ができる懇話会は非常に重要であり、貴重な機会です。

◇ 大学生に向けた実習と絡めた周知活動

長崎大学では離島医療実習（1週間）が必須科目であり、その一環として保健所実習が組み込まれています。その際に県の保健所業務の紹介や、事例検討のグループワーク等を実施します。さらに地域枠で入る学生のゼミなどにおいて、長崎県の現状について高齢化の状況や離島医療の課題などを盛り込み講義をしています。地域枠の学生は卒後、長崎県に留まるため、地域の課題についての興味関心も高く、効果的なアピールが可能です。ポイントは、「臨床に行っても保健所の業務があることを覚えておいてほしい。臨床医業務の中で保健所との関与があることを覚えておいてほしい。」という中長期的戦略に基づくアピールです。臨床経験は保健所医師の業務でも大変重要であり、臨床研修終了後5年位の臨床経験がある方が、公衆衛生医師としても物事を多角的に捉えることが可能となるため、そのような段階での入職を想定して広く周知しています。

◇ 「行政の仕事が楽しい！」アピールを積極的に発信

まずは現在公衆衛生医師として働く保健所長自らが、業務が楽しいことのアピールを発信していくことが、上記の女性医師の懇話会や大学での講義などの際に、臨床医や学生の公衆衛生医師への興味を自然な形で喚起してくれる一因となっていると思われます。公衆衛生医師としてのスキルアップのための研修に係る予算も毎年確保されており、専門性を高めることも可能です。「保健所の仕事はこんなに面白い！」このことを具体例を提示しながらアピールし続けています。平成28年4月からは新たに一人の公衆衛生医師が入職することとなり、上記の取組の成果が確実に表れてきていることを実感しています。

○ 課題と展望

公衆衛生医師の業務内容が臨床医に浸透していないため、まずは引き続き様々な場でアピールしていく必要があります。また今後は、長崎大学の公衆衛生学教室、地域医療関連の研究室との人事交流を展開したいと考えています。たとえば2年ほど大学から行政に出向してもらい、その医師が臨床に戻った際には公衆衛生医師の視点を持った臨床医としてパイプ役になってくれることも期待できます。さらに他県において臨床医確保のための説明会などを現状で実施しているため、そのような中に公衆衛生医師の業務紹介等を含めて幅広く医師募集をしていくことも必要と考えています。

平成 27 年度 地域保健総合推進事業

【お問い合わせ先】

厚生労働省健康局健康課公衆衛生医師確保推進室

電話 03-5253-1111 （内線 2335）

FAX 03-3503-8563

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/
kenkou/koushuu-eisei-ishi/topics/tp040621-02.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/koushuu-eisei-ishi/topics/tp040621-02.html)